

令和8年度 埋蔵文化財発掘調査支援工事講習会のお知らせ

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター

島根県埋蔵文化財調査センターでは、県内の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業にかかる支援工事を外注しています。本工事の受注・実施にあたっては、受注業者の担当者が発掘調査に関する基本や実施方法についての知識・技術を習得しておく必要があります。

つきましては、下記により埋蔵文化財発掘調査支援工事講習会を開催いたしますので、該当者は申込み・受講していただきますようお願いいたします。

記

1. 日時・場所 1日目 11月5日(木) 島根県埋蔵文化財調査センター(松江市打出町33)
2日目 11月6日(金) 松江城下町遺跡発掘調査現場
(松江市和多見町:大橋川改修に伴う埋蔵文化財発掘調査事業地内)
※9:30~17:00頃
※雨天の場合は、11月11日(水)に順延
2. 講習内容 別紙講習会日程表のとおり
3. 申込み方法 別紙申込書様式に必要事項記入の上、電子メール、FAX、郵便で申込み
4. 申込先 島根県埋蔵文化財調査センター 690-0131 松江市打出町33番地
メール maibun@pref.shimane.lg.jp、FAX 0852-36-8025
5. 申込〆切 令和8年10月28日(水)必着
6. 受講資格 以下のいずれかの条件を満たす者
①平成24年度以降、島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援工事(業務)を請け負った業者に属する者
②平成24年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ令和7・8年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A等級に格付けされる業者に属する者
③過去に当講習会を受講し、令和9年3月末で2年間の有効期限が切れる受講証を保有する者
7. テキスト 文化庁文化財部記念物課監修の下記書籍①・②、もしくは③を準備して会場に持参すること。(同成社より刊行)
① 『発掘調査のてびき』集落遺跡発掘編、整理・報告書編(本体5000円+税)
② 『発掘調査のてびき』各種遺跡調査編(本体3000円+税)
③ ①と②を合本した『定本発掘調査のてびき』(本体8000円+税)
8. 受講料 無料
9. 受講証の交付 講習会の全日程(2日間)を受講した者には受講証を交付する。
ただし、令和6年度に当講習会を受講し、令和9年3月末で有効期限を迎える受講証の保持者は、以下のとおり講習課程の一部を免除する。(別紙日程表を参照)
①本有効期間中に支援工事(業務)を受託しその常駐技術者として3ヶ月以上従事した経験を持つ者は、1日目午後以降の受講を免除する。
②本有効期間中に支援工事(業務)を受託しその常駐技術者として3ヶ月未満従事した経験を持つ者、又は従事経験のない者は2日目の受講を免除する。
10. その他 当日の受講にあたっては、発熱がないことを確認してください。発熱や風邪の症状、強いだるさや息苦しさなど、体調不良の際は受講をお控えください。

【参考】

令和9年度の発掘調査支援工事の一般競争入札では、島根県公共工事の一般的な入札参加資格事項以外に、以下の条件を付す予定。

1) 工事实績等

次の①・②の条件のいずれかを満たすものであること。

①平成24年度以降、島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援工事（業務）を請け負った業者。

②平成24年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ令和9・10年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A等級に格付けされる業者。

2) 配置技術者

次の基準を満たす主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

ア 土木工事業に係る1級又は2級土木施工管理技士の資格を有すること。

イ 配置技術者は、次の①・②の要件のいずれかを満たすこと。

① 過去2年間に於いて島根県埋蔵文化財調査センターが実施した埋蔵文化財発掘調査支援業務講習会を受講していること。

② 過去5年間に於いて、島根県埋蔵文化財調査センターの実施した埋蔵文化財発掘調査現場で6ヶ月以上主任技術者として従事した経験を有すること。

ウ 配置技術者は、当工事の開札の日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。

エ 配置技術者は契約日時点で配置できる技術者とする。なお、入札書を提出する時に、他の工事に主任技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。

オ 入札書等を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。

① 従事中の工事の契約工期の終期が発掘調査開始日の前日までの場合

② 従事中の工事の契約工期が発掘調査開始日以降の場合であっても、完成検査が発掘調査開始日の前日までに行うことが決定している場合

カ 落札後、工事の履行にあたって、入札時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

なお、落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

【お問い合わせ先】

島根県埋蔵文化財調査センター高速道路
調査推進スタッフ

担当：増田

TEL.0852-36-8608

FAX.0852-36-8025

E-mail：maibun@pref.shimane.lg.jp